

# 2020年度 個別指導等の計画 厚生局開示資料より

長野県保険医協会では2003(平成15)年度より指導、監査関係の情報開示請求により個別指導等の選定委員会の経過、選考資料、指摘事項などの資料を得て、その内容の検討を行ってきた。開示請求18年目となる本年度も関東信越厚生局長野事務所に開示請求を行っており、これまでに開示された資料から本年度の指導等の計画状況を紹介します。表は開示資料を元に本紙で作成したものです。

表1. 2020年度指導計画(月別)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
集团的個別指導	病院								8					8
	診療所								45					45
	医科計								53					53
歯科								32	31					63
個別指導	病院			1	1			1			1			4
	診療所	0	0	6	5	4	5	3	3	7	4	1	0	38
	医科計	0	0	7	6	4	5	4	3	7	5	1	0	42
歯科		0	0	4	6	6	4	5	2	4	1	2	0	34
新規個別指導	医科・診療所	0	0	0	1	2	3	5	6	2	4	1	1	25
	歯科	0	0	0	0	0	0	1	0	3	8	5	0	17
施設基準調査	医科・病院	0	5	6	6	6	6	7	8	7	8	5	5	69

\*新規個別指導の医科・病院、施設基準調査の診療所は計画なしのため省略

表2. 2020年度指導等選定医療機関数

指導等の実施計画は前年度中に開く選定委員会で決められており、今年度は2月25日に厚生局長野事務所内の会議室で開催された。協会では関東信越厚生局長野事務所に対し、選定委員会

区分	医科		歯科	
	20年度 (4月~翌年3月)	参考 19 18	20年度 19 18	参考 19 18
集团指導(指定更新)	128	165	391	182
集团的個別指導	53	61	54	51
個別指導	42	32	45	34
新規個別指導	25	23	32	19

と2020年度の指導計画に関する開示請求を行った。表は資料をもとに協会が作成。指導計画に関しては表1の通り今年度の月別の指導予定件数が明らかにされている、今年度の指導等の計画件数は表2の通り。集团的個別指導及び個別指導の選定状況について医科は表3、歯科は表4を、個別指導の選定内訳は表5の通り。基準平均点数の解説については前号を参照されたい。

指導の実施状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により現時点計画通りには行えておらず、今後変更される可能性がある。

### 集团指導

集团指導は、①新規登録となった保険医を対象とするもの、②2019年度中に新規指定となった保険医療機関を対象とするもの、③今年度中に指定更新となる保険医療機関を対象とするものがある。

指定更新時の集团指導は、長野県では2017年度から実施されており、今年度は医科で128医療機関(病院1、診療所127)、歯科で68医療機関が対象となる(表2)。

### 集团的個別指導

今年度の集团的個別指導は、医科

表3. 2020年度医科 個別指導等の選定数と指導計画数

類型区分	医療機関数(A)	集团的個別指導の選定		個別指導の選定					
		(A)×0.08	選定医療機関数	基準平均点	(A)×0.04	選定医療機関数(B)	(B)の内訳		
						高点数 再指導 その他			
一般病院	84	6	6	57,981	3	2	2	0	0
精神病院	16	1	1	41,286	1	1	1	0	0
臨床、大学、特定	25	2	1	68,345	1	1	1	0	0
内科(その他)	471	37	16	1,307	18	15	13	2	0
内科(支援診)	217	17	7	1,508	8	8	7	1	0
内科(透析)	19	1	1	8,795	1	1	1	0	0
精神・神経科	48	3	1	1,352	1	0	0	0	0
小児科	59	4	1	998	2	1	1	0	0
外科	77	6	3	1,535	3	3	3	0	0
整形外科	109	8	6	1,284	4	1	0	1	0
皮膚科	55	4	4	703	2	2	1	0	1
泌尿器科	23	1	1	1,642	1	1	1	0	0
産婦人科	43	3	0	1,120	1	1	1	0	0
眼科	82	6	3	1,122	3	3	3	0	0
耳鼻咽喉科	62	4	2	793	2	2	1	1	0
合計	1,390	103	53		55	42	36	5	1

表4. 歯科の個別指導等の選定基準数値と選定件数の推移

年度	医療機関数(A)	件数	平均点数(B)	基準平均点(B×1.2)	基準値超過数	集团的個別指導		個別指導(新規除く)	
						(A)×0.08	選定数	(A)×0.04	選定数(うち高点数該当)
2020	1,039	291,384	1,130	1,356	215	83	63	41	34(22)
2019	1,052	280,691	1,151	1,381	202	84	63	42	36(33)
2018	1,065	277,859	1,149	1,379	210	85	51	42	34(28)
2017	1,055	264,558	1,167	1,400	218	84	66	42	35(26)
2016	1,050	259,904	1,166	1,399	208	84	57	42	39(22)
2015	1,047	253,456	1,170	1,404	227	83	58	41	41(31)
2014	1,046	246,248	1,169	1,403	237	83	74	41	39(28)
2013	1,037	237,924	1,191	1,429	229	82	82	41	41(29)
2012	1,028	234,668	1,205	1,446	225	82	70	41	36(29)
2011	1,024	227,856	1,223	1,467	230	82	68	41	41(33)

53医療機関(病院8、診療所45)、歯科63医療機関が選定されており、実施時期は医科が11月、歯科は9月~10月に予定されている。

類型区分ごとの基準平均値と選定件数は表3(医科)、表4(歯科)の通り。医科・歯科ともに除外対象となる医療機関があり、上位8%に該当する医療機関数(医科103、歯科84)より少ない選定となった。今年度も面接懇談部分=個別部分はなく、集团部分のみ(講習形式)の実施となる。

表5. 2020年度個別指導の選定内訳

	医科	歯科
情報による選定件数	0	1
再指導による選定件数	5	10
高点数による選定件数	36	22
その他の選定件数	1	1

### 個別指導

新規指定以外の理由による個別指導は、医科で病院が4、診療所が38の計42、歯科で34医療機関に対して計画されている(表2)。選定の内訳は表5の通り。

今年度は、歯科で「情報提供による個別指導」が1件選定されている。現時点では医科では情報提供はない。「再指導による選定」は、昨年度の個別指導又は新規個別指導の結果が「再指導」だった場合が該当し、医科で5医療機関、歯科では10医療機関となった。

歯科の再指導件数は2019年度の歯科の個別指導選定医療機関数が36なので25%以上が再指導となっている。

医科・歯科ともに最も選定が多い「高点数によるもの」は、18年度に集团的個別指導を受け、かつ、19年度も高点数(類型区分ごとの基準平均点を超えるもの)に該当した医療機関より選定される。「その他」については、医科・歯科ともに1件ずつあるが理由については明らかにされていない。

また、「情報提供によるもの」等が年度途中で生じた場合は、あらためて選定委員会が開かれ追加の選定が行われる。

### 新規個別指導

医科で25、歯科で17の医療機関が選定された。新規個別指導は、新規指定より概ね6ヶ月を超える医療機関について個別指導とは別枠で実施することとなっているが、長野県では前年度中に新規指定された医療機関より選定されることが多い。

### 施設基準調査(適時調査)

施設基準調査は、2016年度より医科・病院のみを対象として行われており、今年度も病院のみ69件が計画されている。長野県の病院数は126件であり、概ね2年に1回ペースで実施されている。

## 診療報酬請求権の時効 民法改正により5年に

診療報酬の請求権の時効は、2020年3月診療分以前の前ものは、診療を行った月の翌月1日から3年間で完結するので、それ以降は請求できない(旧民法第170条)とされていたが、民法改正(2017.6.2公布)により、2020年4月1日の診療分から、権利を行使できると知った時から5年間の時効とされた。具体的には診療月の翌月1日(国保の場合は翌々月の1日)から起算して5年間で時効とな

るため留意されたい。(新民法第116条)(2020.5.8民法の一部を改定する法律等の施行について)

再審査請求の申し出についても、民法上は権利を行使できると知った時から5年間の時効とされた。しかし再審査請求の申し出については民法上の定めに限らず、審査処理を迅速にするため、厚生省通知(昭和60年4月30日)、基金本部通知(昭和57年3月19日)等により、医療機関、保険者それぞれできる限り早期に行い、遅くとも6カ月以内に申し出ることが示されている。